証券コード　6334
平成28年６月10日

株　主　各　位

東京都千代田区神田多町二丁目２番地22
明　治　機　械　株　式　会　社
代表取締役社長　河　野　　猛

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月28日（火曜日）午前９時30分
２．場　　所　　東京都千代田区神田淡路町二丁目９番地
　　お茶の水　ホテルジュラク　２階　孔雀の間
　　（会場が昨年と異なっていますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
３．会議の目的事項
　報告事項　１．第141期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第141期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
　　第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

４．招集に当たっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書面の取り扱い

議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使できることとさせていただきます。また、議決権の代理行使に当たっては、代理権を証明する書面をご提出ください。

(3) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.meiji-kikai.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.meiji-kikai.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策による円安・株高の定着を背景に、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られ、緩やかな景気回復基調が持続いたしました。しかしながら、新興国や資源国をはじめとする海外経済の減速懸念や金融資本市場の変動の影響等を受け、今年に入り日本経済もマイナス金利の導入にもかかわらず円高・株式市場の低迷に見舞われるなど不安定な状況にあり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような中で、当社及び当社グループは、引き続き受注・売上確保のために積極的な営業活動の展開、ＣＳ（顧客満足）を追求した製品・サービスの品質向上を図り、他方、予算管理の徹底、製造コストをはじめとするコスト低減ならびに経費削減に取り組み、業績向上に鋭意努めてまいりました。

このような状況下、当社グループの連結売上高は、中小プラントの工事進行基準及び太陽光関連事業の売上増加などで、6,024百万円（前期比43.7%増）と伸長いたしました。

また、損益面に関しましては、売上高増加やプラント工事案件のコスト削減をはじめとする収益改善諸策を実施いたしました結果、営業利益126百万円（前期　営業損失108百万円）、経常利益118百万円（前期　経常損失82百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別損益として、土地売却益21百万円、投資有価証券売却益５百万円、受取和解金10百万円、投資有価証券評価損８百万円の発生があり、136百万円（前期　親会社株主に帰属する当期純損失30百万円）の利益計上となり、黒字化を達成できました。

一方、当期の当社単独の業績は、前述の太陽光関連事業の売上高増加や産業機械関連事業の収益改善諸策などで、売上高は5,906百万円（前期比71.1%増）となりました。損益面につきましては、それぞれ営業利益118百万円（前期　営業損失100百万円）、経常利益109百万円（前期　経常損失72百万円）、当期純利益127百万円（前期　当期純損失101百万円）の利益計上となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

産業機械関連事業

製粉業界は、昨年10月に輸入小麦の政府売渡価格が５銘柄平均で5.7％引き下げられたことを受け、本年１月に業務用小麦粉の価格改定が行われました。副製品であるふすまにつきましては、価格は軟調に推移しました。なお、消費者の節約志向の継続等を背景に販売環境の影響には留意していく必要がある模様であります。

また、飼料業界では、期初は安値傾向で推移していた主原料のとうもろこし価格が、６月中旬以降、米国の多雨による作柄低下傾向から急騰した後、天候回復から値を下げるなど、振れ幅が大きく推移しました。こうした原料状況を反映して、配合飼料価格の値下げが行われました。値下げの影響とメーカー間の競争激化により依然厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、売上高につきましては、水産ライン増設工事、バラ受け計量搬送設備などの各種製粉・飼料設備のほか、その他主力製品のロール機、シフター、精選諸機械などを売上、売上高は4,412百万円（前期比20.8％増）となりました。損益面に関しましては、収益改善諸策の実施や予算管理の徹底ならびに経費削減に努めた結果、営業利益52百万円（前期　営業損失121百万円）となりました。

不動産関連事業

当社は本社ビルの賃貸を行っておりますが、当期の売上高は41百万円（前期比9.7％減）となり、営業利益は27百万円（前期比23.6％減）となりました。

太陽光関連事業

太陽光関連事業については、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度（ＦＩＴ）の見直しが行われる等、厳しい事業環境のもと受注・売上確保のため積極的な営業活動を展開し、売上高は1,570百万円（前期比219.8％増）、営業利益46百万円（前期　営業損失23百万円）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、16百万円であります。

その主なものは、当社の建物、機械及び装置、器具・備品の新設などによるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に、当社グループの所要資金として、金融機関より700百万円の調達を行いました。

また、当社グループでは、以下のとおり第三者割当増資を行い、総額で353百万円の資金調達を行いました。

会社名	区分	発行株式数	1株当たり発行価額	調達金額	発行期日
日本コンベヤ株式会社	第三者割当増資	1,900,000株	186円	353百万円	平成28年1月8日

(4) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	第138期 平成25年３月期	第139期 平成26年３月期	第140期 平成27年３月期	第141期 (当連結会計年度) 平成28年３月期
売上高	百万円	5,469	4,472	4,190	6,024
経常利益(△は経常損失)	百万円	△289	△237	△82	118
親会社株主に帰属する当期純利益(△は親会社株主に帰属する当期純損失)	百万円	△2,201	△383	△30	136
１株当たりの当期純利益(△は当期純損失)	円	△232.04	△40.38	△3.19	13.80
総資産	百万円	5,234	4,415	3,971	4,847
純資産	百万円	1,394	1,172	1,343	1,655
１株当たり純資産額	円	146.98	123.57	141.56	145.40

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	単 位	第138期 平成25年３月期	第139期 平成26年３月期	第140期 平成27年３月期	第141期 (当事業年度) 平成28年３月期
売　上　高	百万円	4,033	3,307	3,452	5,906
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△267	△127	△72	109
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△2,121	266	△101	127
１株当たりの当期純利益 (△は当期純損失)	円	223.58	△28.12	△10.70	12.88
総　資　産	百万円	4,545	3,728	3,970	4,850
純　資　産	百万円	1,561	1,302	1,356	1,671
１株当たり純資産額	円	164.59	137.32	142.98	146.80

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会　社　名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
明治機械（徳州）有限公司	594百万円	100.0%	製粉・飼料用ロールの製造販売

(6) 対処すべき課題

１．コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの体制の充実強化

内部統制制度の見直し及びその着実な運用・評価・検証を通じ、強固なコーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の構築に努めてまいりましたが、さらなる強化・充実に鋭意取り組んでいく所存であります。

２．やり抜く企業風土の醸成

当社は今期、全社一丸となって目標達成に努めた結果、当初目標を達成することができました。これを定着させるべく、製造業の経営の基本でありますＰＤＣＡサイクルを確実に実行し、経営目標の達成を図ってまいります。

３．産業機械関連事業の収益力強化

小麦製粉業界の新規投資意欲は減退しているものの、コンビニ・立ち食いチェーンの需要が伸びているそば製粉業界、再編成・工場集約が活発化する飼料業界、ＴＰＰを背景とした６次化産業などの事業機会を捉え受注を拡大していくと同時に、コストダウン・予算管理を徹底し適正利益の確保に努める所存であります。

４．太陽光発電事業の拡大

太陽光関連事業については、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度（ＦＩＴ）の見直しが行われる等、厳しい事業環境のもと受注・売上確保のため積極的な営業活動を展開してまいります。

５．立体駐車場事業の立上げ

立体駐車装置メーカーのエヌエイチパーキングシステムズ株式会社は立体駐車装置の新規開発案件や再開発案件の受注獲得に努めており、特に東日本地区での事業拡大のため、関西圏にあります同社の生産拠点以外の関東首都圏の生産拠点確保を検討しておりました。

一方、当社は、各種立体駐車装置を製造するに足る十分な工場スペースを栃木県足利市に有し、また、当社の製粉・飼料関連の機械設備製造及びプラント設計施工のノウハウは、立体駐車装置関連事業にも十分適用できます。

当社の主力分野である製粉・飼料業界は、需要の季節的変動が大きく生産稼働率の平準化が経営課題の一つでありました。両社の協業により、エヌエイチパーキングシステムズ株式会社にとっては事業拡大のための関東首都圏における生産拠点の確保、当社にとっては新規製品による収益拡大と生産稼働率平準化・高水準化による生産性向上という相乗効果を目指してまいります。

6．人材の育成と活用

優秀な人材の登用・組織力の強化、技術伝承・教育を通じた技術力の強化により経営方針の効率的な具現化を図ってまいります。

7．明治機械(徳州)有限公司の事業展開の明確化

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業区分	主要製品・事業内容等
産業機械関連事業	
① 製粉機械	製粉製造設備一式、ロール機、スケヤーシフター、ピューリファイヤー、セパレーター、ミキサー、精米調質設備、集塵装置、ニューマ装置、ロール研磨目立機
② 配合飼料機械	配合飼料製造設備一式、ロール機、ハンマーミル、精選装置、ペレット・フレーク製造装置、集塵装置、サイロ及び搬送装置
③ その他の産業機械	各種粉砕ロール機、ハンマーミル、原料選別装置、チョコレート成型・冷却装置、二重遠心チルドロール、シフター、液体原料造粒機
不動産関連事業	ビルの賃貸
太陽光関連事業	太陽光パネルの販売及び太陽光発電システムの販売

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区神田多町二丁目２番地22
	支店	西日本支店（兵庫県西宮市）
	営業所	八戸営業所（青森県八戸市）、鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）、鹿島営業所（茨城県神栖市）
	事業所	足利事業所（栃木県足利市）、越谷事業所（埼玉県越谷市）
明治機械(徳州)有限公司	本社	中国・山東省（徳州市）
ジェイ不動産証券投資法人	本社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
130名	30名減

（注）１．上記従業員数には、使用人兼務取締役２名、特務職社員８名、パート社員６名等は含んでおりません。

２．従業員数の減少の主な理由は、自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
106名	20名減	42.4歳	14.2年

（注）上記従業員数には、使用人兼務取締役２名、特務職社員８名、パート社員６名等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社東日本銀行	350百万円
株式会社足利銀行	155
株式会社日本政策金融公庫	152
株式会社商工組合中央金庫	88

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　20,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　11,402,636株

（注）　発行済株式の総数には、自己株式14,200株を含んでおります。

(3) **単元株式数**　100株

(4) **株主数**　5,062名

(5) **大株主**

株主名	持株数	持株比率
日本コンベヤ株式会社	1,926,200株	16.91%
インターネットウェア株式会社	294,600	2.59
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	290,000	2.55
株式会社テクノ・セブン	242,000	2.12
株式会社セコニック	232,500	2.04
シグマトロン株式会社	226,400	1.99
株式会社セコニックホールディングス	205,900	1.81
エヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社	170,000	1.49
株式会社ＳＢＩ証券	148,900	1.31
ＭＵＴＯＨホールディングス株式会社	134,900	1.18

（注）持株比率は自己株式（14,200株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) **当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	髙山允伯	ＴＣＳホールディングス株式会社 代表取締役社長 ＭＵＴＯＨホールディングス株式会社 取締役会長 アンドール株式会社　取締役会長 株式会社テクノ・セブン　取締役会長 株式会社セコニックホールディングス 取締役会長 日本コンベヤ株式会社　取締役会長 株式会社アイレックス　取締役会長
＊１取締役社長	河野　猛	監査室・プラント部各管掌
常務取締役	秋田哲男	生産部・品質保証部各管掌 明治機械（徳州）有限公司　副董事長
取締役	日根年治	営業部担当 明治機械（徳州）有限公司　董事
取締役	榎　隆	太陽光発電事業部担当 ソーラー・エレクトロ・パワー株式会社 取締役
取締役	村田秀和	武藤工業株式会社　取締役 一般社団法人新産業技術開発機構　理事
取締役 （常勤監査等委員）	高工　弘	明治機械（徳州）有限公司　監事
＊２取締役 （監査等委員）	駒田弘明	－
＊２取締役 （監査等委員）	鈴木章浩	株式会社セコニックホールディングス 取締役

（注）１．＊1は代表取締役、＊2は社外取締役であり、東京証券取引所に届け出ております独立役員であります。

２．平成27年６月25日開催の第140回定時株主総会において、下記のとおり役員の異動がありました。

新任

取締役	小林文彦
取締役	村田秀和
取締役（常勤監査等委員）	高工弘
取締役（監査等委員）	駒田弘明
取締役（監査等委員）	鈴木章浩

退任

取　締　役	大東日出和
常勤監査役（社外監査役）	小笠原薫
監査役（社外監査役）	阿部裕三
監査役（社外監査役）	川手典子

3．取締役小林文彦氏は、平成28年２月29日付で辞任により退任いたしました。

4．日本コンベヤ株式会社は、同社の単独株式移転により平成28年４月１日付で持株会社ＮＣホールディングス株式会社の設立に伴い、平成28年３月29日で上場廃止となり、また、当該持株会社の完全子会社となりました。これに伴い、取締役会長髙山允伯氏は、平成28年4月1日付でＮＣホールディングス株式会社の取締役会長に就任しております。

5．取締役（監査等委員）高工弘氏及び鈴木章浩氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・高工弘氏は、長年にわたり当社の総務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。

・鈴木章浩氏は、金融関連業務に長く従事し、また、米国ＣＰＡ資格等により、会計に関する専門的な知見を有しております。

6．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

（２） 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	９名 （－名）	24,075千円 （－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	３名 （２名）	5,400千円 (1,800千円)
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	2,460千円 (2,460千円)
合計 （うち社外役員）	１５名 （５名）	31,935千円 (4,260千円)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の第117回定時株主総会において、月額6,000千円以内と決議されております。

３．監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第119回定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議されております。

４．上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。

５．当社は、平成27年６月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

なお、平成27年6月25日開催の第140回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は月額6,000千円以内、取締役（監査等委員）は月額2,000千円以内とそれぞれ決議されております。

（３） 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　　分	氏名	兼職する法人等	兼職の内容	当社と当該法人等との関係
取締役 （監査等委員）	駒田弘明	－	－	－
取締役 （監査等委員）	鈴木章浩	株式会社セコニックホールディングス	取締役	－

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会（14回開催）		監査等委員会（9回開催）		取締役会及び監査等委員会の発言状況
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役（監査等委員）	駒田弘明	9	82%	8	89%	産業用機械設備を製造、販売する事業会社に長く在籍し、当社の関係する市場に十分な知見を持ち、かつ、経営幹部としての経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	鈴木章浩	9	82%	9	100%	金融関連業務に長く従事され、また、米国ＣＰＡ資格等により、会計に関する専門的な知見を有することから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、また、当社の経理システム及び内部統制について、適宜、必要な発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

（注）１．当社が平成27年６月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、常勤監査役小笠原薫氏、監査役阿部裕三氏、監査役川手典子氏が退任しております。
２．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。
３．取締役（監査等委員）駒田弘明氏及び鈴木章浩氏は、就任日の平成27年6月25日以降の活動状況及び同日以降の出席状況を記載しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務につき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人元和

(2) 会計監査人の報酬等の額

	監査法人元和
当事業年度に係る会計監査法人の報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方法

取締役会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することを審議いたします。

６．会社の体制及び方針

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は、次のとおりであります。（取締役会決議による最終改訂　平成27年６月25日）

（１）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、企業の存立基盤である「企業理念」並びに経営の基本方針に則った行動規範として「企業行動指針」を制定しており、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ、使用人に知らしめ、法令遵守と社会倫理を企業活動の原点といたします。

【運用状況】

「企業理念」、「企業行動指針」を定めており、イントラネットや職場掲示などを通して社内周知し、役員・社員はこれらを遵守しております。また、取締役会は企業行動指針が遵守されているか年に一度確認しております。

②取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。

【運用状況】

取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定などの重要事項を決定し、月次の経営分析、対策、評価を検討するとともに法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、取締役相互に職務執行の状況を監督しております。

③監査等委員会は、法令、監査等委員会規程に基づき、会計監査人等と連携して、取締役の職務執行の監査を実施いたします。

【運用状況】

監査等委員会を９回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しております。

④取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等の違反（以下「コンプライアンス違反」という。）を発見した場合には、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」に基づき、その是正を図りコンプライアンス体制の強化に努めます。また、当社は「コンプライアンス規程」の中で内部通報制度を規定しており、会社は通報内容、プライバシーの秘密保護をするとともに、通報者に対し不利益な処遇はいたしません。

【運用状況】

コンプライアンス担当取締役とコンプライアンス責任者（各部署長）、ならびに外部アドバイザーからなるコンプライアンス委員会を毎月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、内部監査を通じて業務手順、マニュアルの整備、チェック状況について確認しております。

また、年４回役員はじめ全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。さらに、内部通報制度の運用の状況についても確認・チェックしております。

⑤内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に「監査室」を設置し、監査室は「内部監査規程」に基づき、監査方針・監査計画を作成し、定期的な監査を行い、その監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

内部監査を担当する監査室は、監査方針及び監査計画を作成し、取締役会の承認を得ております。また、監査方針及び監査計画に基づき定期的に監査を実施し、監査結果を内部監査報告書として随時または定期的に代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

⑥反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

【運用状況】

企業行動指針において反社会的勢力の排除、対決について明記するとともに、役員をはじめ全社員に周知しております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持いたします。

【運用状況】

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、取締役会規程等に基づき保存年限及び所管部署等を定めており、各部署が適切な管理を行っております。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」を制定しており、商品市況、為替相場、金利及び株価等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、ＣＳＲ・コンプライアンスリスク、環境、輸出に関わる安全保障管理リスク、情報セキュリティリスク、その他各部門に潜在するリスク等の様々なリスクを把握・認識し、それぞれのリスクに関する担当責任取締役を置いており、そのリスクへの具体的対応や予防措置を講じます。

【運用状況】

潜在する多様なリスク等を常に把握・認識するとともに、「緊急事態管理規程」を制定して可能な限り未然に防ぐことを第一とし、危機発生時には企業価値の毀損を極小化する体制を整備しております。

②不測の事態が発生した場合には、「緊急事態管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、早期の打開に努めます。

【運用状況】

不測の事態の発生時には、「緊急事態管理規程」に基づき円滑に危機管理体制を構築し、適切に対応しております。

なお、当事業年度中には、不測の事態等の発生はありません。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、主要取締役による審議を経て、取締役会において執行決定を行います。

【運用状況】

定時及び臨時の取締役会を14回開催、並びに取締役会の書面決議を３回行っております。また、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び取締役等の審議を経て、取締役会において決定しております。

②取締役会の決議に基づく業務執行は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めます。

【運用状況】

取締役会の決定に基づく業務執行は、上記の社内規程に基づき、部署長ならびにグループリーダ等が意思決定ルールに従い業務を分担し、職務執行を効率的に行っております。

③中期経営計画及び年度事業計画により経営目標の明確化を図り、各部門は年度毎に経営目標をブレークダウンした「部室重点目標」を策定し、進捗状況をチェックいたします。

【運用状況】

中期経営計画及び年度事業計画は社内周知を図るとともに、取締役会で決定した経営目標に基づく「部室重点目標」を各部門で策定・管理し、部長会において進捗状況を確認しております。

④法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の非財務情報等も株主懇談会や当社ホームページで積極的に開示いたします。

【運用状況】

東京証券取引所の規則ならびに会社法、金融商品取引法に従い、適時・適切なデスクロージャーを行うとともに、非財務情報等につきましても積極的に開示しております。また、当該開示情報は、当社ホームページにアップしております。

（５）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制の基盤として「企業理念」及び「企業行動指針」に加え、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、その周知徹底を図るとともに、必要に応じ社員に対するコンプライアンスの教育研修を行います。

【運用状況】

コンプライアンス委員会を毎月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」の社内周知を積極的に行っております。また、年４回、全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。

②監査室は、内部監査制度の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することによりコンプライアンス体制の整備を図ります。

【運用状況】

監査室は、監査方針及び監査計画に基づき定期的に内部監査を実施し、業務プロセスやコントロールの見直しを実施し、社内システムの改善、内部統制システムの向上を図っております。また、コンプライアンスに関する監査を実施し、コンプライアンス体制の整備を図っております。

③取締役は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告いたします。

【運用状況】

取締役が重要なコンプライアンス違反の事実を発見したときは、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する体制となっております。

なお、当事業年度中には、重要なコンプライアンス違反はありません。

④使用人が、コンプライアンス違反を発見した場合の社内報告体制として、外部のヘルプラインに通報するという内部通報制度を規定し、通報者の保護と透明性を維持した的確な体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度におきましては、社内及び外部に通報先を定めており、また、通報者の保護と事実関係の透明性の確保がなされた体制となっております。

なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

（６）当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．当社は子会社に、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次決算書類等、また必要に応じその他関係資料を提出させます。

【運用状況】

子会社である明治機械（徳州）有限公司は、月決算資料等を毎月提出しており、当社は経営内容を的確に把握し分析しております。

ロ．当社は子会社に、当社の取締役を当該子会社の取締役会に出席させるとともに、子会社の経営成績、財務状況その他重要な情報について当社へ報告させます。

【運用状況】

隔月開催される明治機械(徳州)有限公司の董事会には、董事で２名、監事で１名、当社の取締役が出席しており、経営成績、財務状況その他重要な情報について適時、当社へ報告しております。

ハ．「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化し、経営上の重要な事項に関して当社への申請・決裁・報告制度により、グループ会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施いたします。

【運用状況】

「グループ会社管理規程」において、子会社の管理基準を明確に定め、経営上の重要な事項に関しては当社へ申請・決裁・報告することとなっており、適宜、子会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施しております。

②子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は子会社に、リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」等を制定し、リスクの発生防止、また発生したリスクに対する適切な対応により、会社の損失を最小限に留めることを求めます。

【運用状況】

当社は「緊急事態管理規程」を定めており、同様のリスク管理体制を子会社にも求め、リスクの発生防止、迅速な対応により、会社損失の最小化を図っております。

ロ．グループ会社における業務の適正性を確保するため、グループ会社独自にコンプライアンス体制を構築する必要があるとともに、当社の「企業行動指針」をグループ会社にも適用いたします。

【運用状況】

当社の「企業行動指針」を子会社においても社内周知させ、子会社のコンプライアンス体制につきましては、規程類の整備を行い運用することで構築中であります。

③子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、子会社の自主性及び独立性を確保しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案及び推進を行います。

【運用状況】

子会社の自主性及び独立性の確保を念頭に置き、子会社である明治機械(徳州)有限公司は年６回隔月で董事会を開催し、当社の取締役が董事で２名、監事で１名出席しており、グループ経営の運営管理体制を推進しております。

ロ．当社の子会社に対する支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき、担当部門である総務部が行います。

【運用状況】

子会社の支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき総務部が行っております。

ハ．当社の監査室は、子会社の内部監査を定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図ります。

【運用状況】

監査室は、子会社の内部監査を年１回定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図っております。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．子会社の取締役（董事）は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

子会社の取締役（董事）は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する体制となっております。

なお、当事業年度中に、重要なコンプライアンス違反はありません。

ロ．当社と関係グループ会社との取引は、原則として関係グループ会社以外との取引条件と同一のものとし、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を要します。

【運用状況】

関係グループ会社との取引は、原則、他の会社との一般的な取引条件と同一のものとしており、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を得ております。

ハ．当社は、内部通報制度の規定を子会社に適用し、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度の規定を子会社にも社内周知させ、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。

なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

（７）監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、これまでの会社の業況の推移から現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置きます。

【運用状況】

現在、これまでの会社の業況の推移を勘案し、常勤監査等委員１名、社外監査等委員２名の体制でその職務を充分に遂行出来るものと考え、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くこととしております。

（８）監査等委員会への報告に関する体制

①取締役及び使用人が当社の監査等委員会へ報告するための体制

イ．取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査等委員会に都度報告するものといたします。前記に拘わらず、監査等委員である取締役は社内回付の決裁稟議書の全てを閲覧出来るほか、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。

【運用状況】

監査等委員は、取締役会ほか重要会議に出席することにより、取締役会等で決議または報告された事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の必要な情報を得ており、また、監査室の内部監査に立会うなど定期的に連携し、内部監査の実施状況及びその結果の情報を得ております。さらに、内部通報の事案の内容等の報告や決裁稟議書の全てを閲覧できることとなっております。

ロ．監査等委員は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。

【運用状況】

監査等委員は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧しております。

ハ．内部通報制度に関する規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保いたします。

【運用状況】

内部通報制度に関する規定の適切な運用・維持により、コンプライアンス違反等について、監査等委員会への適切な報告体制を確保しております。

ニ．監査等委員会は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスク並びにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行います。

【運用状況】

監査等委員会は、取締役と定期的に担当部門のリスク並びにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリング及びアンケート調査を行っております。

ホ．監査室の責任者は、内部監査の実施状況又は業務遂行の状況を監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

監査室長は、内部監査の実施状況又は業務遂行の状況を内部監査報告書により四半期毎に、監査等委員会に報告しております。

②当社の子会社の取締役、監査等委員、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

イ．子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。

【運用状況】

常勤監査等委員が子会社の董事会に監事として出席するほか、また、監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、迅速且つ適切な報告を行っております。

ロ．子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項については、発見次第、遅滞なく当社の総務部に報告を行い、総務部は監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

常勤監査等委員が子会社の董事会に監事として出席するほか、子会社の取締役等及び使用人は、発見次第、当社の総務部に報告後、総務部は監査等委員会に報告する体制となっております。

ハ．当社の総務部又は監査室は、定期的に当社の監査等委員会に対して、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告いたします。

【運用状況】

監査室は、子会社の内部監査を通じ、内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現状を、内部監査報告書を作成し定期的に監査等委員会に報告しております。

（９）監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないことを内部通報制度に規定し、報告者を保護する体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度におきましては、監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないなど、通報者の保護と事実関係の透明性の確保がなされた体制となっております。

なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

（10）監査等委員の職務の執行において生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、当社へ費用の前払い等の請求を受けた場合は、総務部にて審議のうえ、明らかに監査等委員の請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理いたします。

【運用状況】

当社の監査等委員がその職務の執行の過程で、費用の前払い等の請求を受けた場合は、総務部は、監査等委員の請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理する体制となっております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役と定期的に意見・情報交換会を行い、また、会計監査人との連携等により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。

【運用状況】

代表取締役とのヒアリングを定期的に実施して意見・情報交換を行っており、また、会計監査人とは定期的に決算ミーティングほか、随時に報告・連絡・相談を行うなど連携し、実効的な監査業務を遂行しております。

②当社グループ会社の監査等委員との連絡を密にし、情報交換に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図ります。

【運用状況】

常勤監査等委員が子会社の董事会に監事として出席するほか、情報交換に努め、連携して当社グループ会社としてのコンプライアンス強化・充実を図る体制となっております。

③監査室との密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めます。

【運用状況】

常勤監査等委員が監査室の内部監査に同伴し、当該内部監査の内容及び結果の報告を受けるなど、常時、密接な連携をして監査等委員会の監査の実効性を高めております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備いたします。

【運用状況】

財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、イントラネットにアップするなど当社及び当社グループ会社に社内周知しております。また、監査室は、各部門の内部監査を定期的に実施するとともに、業務プロセスのリスクやそのコントロールの見直しを行い、関係部署と協議の上、社内運用ルール、社内システムの改善につなげ、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

（１）会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、お客様に信頼され、満足される商品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であることを理念として、今日まで110余年に亘り、穀類（米、麦、大豆、とうもろこし、こーりゃん等）を粉砕する機器を中心とした周辺関連分野の機械設備・プラントを生産・建設してまいりました。日本で主食とされる米、パン、麺類を始め、副食として大きな分野を占めている牛、豚、鶏や魚のための飼料、さらにはビール、醤油、食用油など穀類が原料となる醸造食品は、すべて、これを粉砕する機器がなければ生産することができません。また、これら機械設備は、食糧の素材を加工するものであるため、その品質面で安全、衛生、安定性などが特に要求されます。そこで、当社は、主要な取引先であります飼料・製粉・醸造・製菓のお客様を始め、多くのお客様に対し、ご満足頂ける高品質で、きめ細やかなサービスをご提供するべく、その実現に日々努めてまいりました。かかる営みは、結果的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるものでもあると考えております。

以上より、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由です。しかし、当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切に判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものが、大規模買付者に定義されます。提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

（２）会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

① 当社の経営理念及び企業価値の源泉

当社は、以下の4つを企業理念として掲げております。

(a)顧客に信頼され、満足される製品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であること。

(b)環境と資源に配慮したものづくり・工事サービスを提供し、そのレベルは業界のトップとなることを常に目標に努め、その成果を自ら稼ぎ出す体質の企業であること。

(c)その成果は、社員・関係者の自信となり、適正な経済的配分とともに自己実現を果たす歓びを得られる企業であること。

(d)コンプライアンス（法令遵守）を徹底するとともに、株主を含むステークホルダーに適正な配分を行う企業であること。

このうち(a)を実現するにあたって、当社の企業価値の源泉となっているのは、創業以来当社が長い時間をかけて培ってきた技術力と、100年を超えるお客様との取引で構築された個々のお客様に関する情報の蓄積と信頼関係です。当社は、専門的な技術を長年に亘り積み重ねてまいりました。当社の中心製品である粉砕機器のみならず、粉砕前の選別、粉砕後の篩分け、空気輸送、混合、包装などすべての工程に関し、競争力の高い技術力を有しております。特に、製粉用ロール機及びシフターに関しては、国内で他に追随を許さない技術力があると自負しております。

また、当社は、ほとんどのお客様と、非常に長期に亘って取引を継続させて頂いております。飼料部門につきましても、日本に配合飼料という物が出来た時以来のお付き合いとなります。このような長期に亘る取引関係の中で、当社は、お客様が製造する食品に関する情報を含む、個々のお客様ごとの情報を蓄積し、ニーズに合致したきめ細かいサービスの提供と、オーダーメードでの機械設備の製造を行っております。さらに、当社が製造する機械設備は、耐用年数が長いものが多く、納品から50年を経過しても稼働しているものも少なくありません。当社は、そのような機械設備のメンテナンス、部品の供給、改造等をも安定的に行うことで、お客様からの信頼を勝ち得ております。
また、当社は、プラント部門の設計・施工を一括して請け負うほか、その後の機械設備の改造及びメンテナンスも承っております。お客様が安心して当社にプラント発注が出来るよう、包括的にサービスを行う体制を維持していることも、当社の競争力の源泉であると考えております。

② 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

上記のとおり、当社の企業価値の源泉は、専門的な機械設備に関する高い技術力と、長期に亘るお客様との取引によって構築された信頼関係です。そこで、当社としては、これを維持するべく、特殊機械の研究開発と、社内における技術者教育による技術の伝承を図っております。さらに、エンジニアの安定した雇用を維持することによって、機械設備に関する技術が社外に流出することを防止し、世代を超えて承継されるよう努めております。取引先との信頼関係維持の関係からは、取引先の工場に積極的に訪問した上で、当社が納品した機械設備の管理を継続的に行っております。

また、当社は、平成25年２月15日付適時開示「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてご報告のとおり、過年度において不適切な会計処理を行っておりました。これは、「コンプライアンス（法令遵守）を徹底するとともに、株主を含むステークホルダーに適正な配分を行う企業であること」という当社の経営理念にも反する行為であり、当社としましては、株主の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、かか

るコンプライアンス違反が二度と生じないよう、コンプライアンス態勢の確立に全力を傾けております。具体的には、①部門長に所轄部門のコンプライアンス担当を兼務させる、②コンプライアンス委員会を設置し、監査室の機能を強化する、③親会社代表取締役と子会社の取締役の兼職の禁止を明確化する、④取締役会の機能強化を図る、⑤監査等委員会の機能強化を図る、⑥子会社に対する経営管理機能を強化する、⑦内部通報制度において匿名性の担保が徹底されるよう制度改正を行う、⑧定期的に人事ローテーションを行うよう人事制度を改革する、⑨就業規則を始めとする社内規程を整備する、⑩役員及び子会社を含むグループの全従業員に対してコンプライアンス研修を年４回程度実施する、⑪財務・経理のモニタリングを強化する、といった制度改正を実施しております。

（３）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、上記に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続等を明確かつ具体的に示した本ルールを導入することといたしました。

② 大規模買付ルールの合理性

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、企

業価値研究会が平成20年６月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も遵守しております。

(b)株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、平成28年６月に当社が開催する予定の定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本ルールの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本ルールを更新することを予定しております。また、当社は、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(d)合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが出来ないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は１年とされており、期差任期制には該当しないため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,181,695**	**流動負債**	**2,531,200**
現金及び預金	793,856	支払手形及び買掛金	1,343,062
受取手形及び売掛金	2,116,637	電子記録債務	453,789
商品及び製品	37,442	短期借入金	541,160
仕掛品	159,292	一年内償還予定の社債	20,000
原材料及び貯蔵品	57,170	リース債務	10,225
その他	21,596	未払法人税等	27,630
貸倒引当金	△4,300	未払費用	13,124
固定資産	**1,665,377**	前受金	76,441
有形固定資産	**1,161,514**	賞与引当金	15,120
建物及び構築物	149,649	その他	30,647
機械装置及び運搬具	37,898	**固定負債**	**660,003**
土地	926,416	社債	10,000
リース資産	22,498	長期借入金	205,150
その他	25,050	リース債務	17,343
無形固定資産	**41,971**	退職給付に係る負債	221,424
その他	41,971	資産除去債務	19,698
投資その他の資産	**461,891**	繰延税金負債	163,959
投資有価証券	400,167	その他	22,428
その他	61,723	**負債合計**	**3,191,204**
		（純資産の部）	
		株主資本	**1,601,725**
		資本金	1,414,059
		資本剰余金	176,700
		利益剰余金	19,907
		自己株式	△8,941
		その他の包括利益累計額	**54,142**
		その他有価証券評価差額金	△37,805
		為替換算調整勘定	91,948
		純資産合計	1,655,867
資産合計	**4,847,072**	**負債純資産合計**	**4,847,072**

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
製品等売上高	5,983,110	
不動産収入	41,255	6,024,365
売上原価		
製品等売上原価	5,214,772	
不動産原価	7,224	5,221,996
売上総利益		**802,368**
販売費及び一般管理費		**675,856**
営業利益		**126,512**
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,515	
その他	6,135	15,651
営業外費用		
支払利息	9,680	
持分法による投資損失	7,590	
株式交付費	5,106	
その他	1,298	23,676
経常利益		118,487
特別利益		
投資有価証券売却益	5,118	
固定資産売却益	21,298	
受取和解金	10,000	36,417
特別損失		
投資有価証券評価損	8,951	8,951
税金等調整前当期純利益		**145,953**
法人税、住民税及び事業税	18,193	
法人税等調整額	△9,210	8,983
当期純利益		136,969
親会社株主に帰属する当期純利益		**136,969**

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	1,605,733	－	△485,435	△8,941	1,111,355
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	176,700	176,700	－	－	353,400
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	136,969	－	136,969
資本金からその他資本剰余金への振替	△368,373	368,373	－	－	－
欠損填補	－	△368,373	368,373	－	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	△191,673	176,700	505,342	－	490,369
平成28年３月31日残高	1,414,059	176,700	19,907	△8,941	1,601,725

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成27年４月１日残高	128,252	103,588	231,840	1,343,196
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	－	－	－	353,400
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	136,969
資本金からその他資本剰余金への振替	－	－	－	－
欠損填補	－	－	－	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△166,058	△11,639	△177,698	△177,698
連結会計年度中の変動額合計	△166,058	△11,639	△177,698	312,671
平成28年３月31日残高	△37,805	91,948	54,142	1,655,867

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,970,523	流動負債	2,519,031
現金及び預金	656,217	支払手形	312,035
受取手形	50,583	電子記録債務	453,789
売掛金	2,055,015	買掛金	1,026,039
商品及び製品	21,352	短期借入金	541,160
仕掛品	133,149	1年以内返済予定の社債	20,000
原材料	37,839	リース債務	10,225
前払費用	11,264	未払金	7,723
その他	9,401	未払費用	10,572
貸倒引当金	△4,300	未払法人税等	27,630
固定資産	1,880,341	前受金	74,124
有形固定資産	1,139,389	預り金	3,371
建物	132,505	賞与引当金	15,120
構築物	5,094	その他	17,240
機械及び装置	34,526	固定負債	660,003
車両運搬具	0	社債	10,000
工具器具備品	18,348	長期借入金	205,150
土地	926,416	リース債務	17,343
リース資産	22,498	長期預り金	22,428
無形固定資産	7,405	資産除去債務	19,698
ソフトウエア	411	退職給付引当金	221,424
リース資産	3,020	繰延税金負債	163,959
その他	3,973	負債合計	3,179,035
投資その他の資産	733,547	（純資産の部）	
投資有価証券	278,497	株主資本	1,709,635
その他の関係会社有価証券	169,180	資本金	1,414,059
関係会社出資金	279,828	資本剰余金	176,700
その他	6,040	資本準備金	176,700
		利益剰余金	127,817
		その他利益剰余金	127,817
		繰越利益剰余金	127,817
		自己株式	△8,941
		評価・換算差額等	△37,805
		その他有価証券評価差額金	△37,805
		純資産合計	1,671,829
資産合計	4,850,865	負債純資産合計	4,850,865

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		5,906,905
売上原価		5,146,549
売上総利益		760,355
販売費及び一般管理費		641,399
営業利益		118,956
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,061	
その他	5,403	6,465
営業外費用		
支払利息	9,680	
株式交付費	5,106	
その他	1,298	16,085
経常利益		109,335
特別利益		
固定資産売却益	21,298	
投資有価証券売却益	5,118	
受取和解金	10,000	36,417
特別損失		
投資有価証券評価損	8,951	8,951
税引前当期純利益		136,801
法人税、住民税及び事業税	18,193	
法人税等調整額	△9,210	8,983
当期純利益		127,817

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年４月１日　残高	1,605,733	－	－	－	△368,373	△368,373	△8,941	1,228,418
事業年度中の変動額								
新株の発行	176,700	176,700	－	176,700	－	－	－	353,400
当期純利益	－	－	－	－	127,817	127,817	－	127,817
資本金からその他資本剰余金への振替	△368,373	－	368,373	368,373	－	－	－	－
欠損填補	－	－	△368,373	△368,373	368,373	368,373	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	△191,673	176,700	－	176,700	496,190	496,190	－	481,217
平成28年３月31日　残高	1,414,059	176,700	－	176,700	127,817	127,817	△8,941	1,709,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日　残高	128,252	128,252	1,356,670
事業年度中の変動額			
新株の発行	－	－	353,400
当期純利益	－	－	127,817
資本金からその他資本剰余金への振替	－	－	－
欠損填補	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△166,058	△166,058	△166,058
事業年度中の変動額合計	△166,058	△166,058	315,159
平成28年３月31日　残高	△37,805	△37,805	1,671,829

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

明治機械株式会社
　取締役会　御中

監　査　法　人　元　和

指定社員
業務執行社員　公認会計士　塩　野　治　夫　㊞
指定社員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、明治機械株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

明治機械株式会社
　取締役会　御中

監　査　法　人　元　和

指定社員 業務執行社員　公認会計士　塩　野　治　夫　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、明治機械株式会社の平成27年４月1日から平成28年３月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年４月1日から平成28年３月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①第141期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月18日

明治機械株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　高　工　　弘　㊞

監査等委員　駒　田　弘　明　㊞

監査等委員　鈴　木　章　浩　㊞

なお、監査等委員駒田弘明及び鈴木章浩は、いずれも会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため１名増員をし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	髙山允伯（たかやま まさのり） (昭和18年２月４日生)	昭和49年９月　東京コンピュータサービス株式会社（現　ＴＣＳホールディングス株式会社）　代表取締役社長（現任） 平成13年６月　武藤工業株式会社（現ＭＵＴＯＨホールディングス株式会社）　取締役会長（現任） 平成15年６月　アンドール株式会社　取締役会長（現任） 〃　株式会社テクノ・セブン　取締役会長（現任） 平成23年６月　株式会社セコニック（現株式会社セコニックホールディングス）　取締役会長（現任） 平成25年６月　日本コンベヤ株式会社　取締役会長（現任） 〃　株式会社アイレックス　取締役会長（現任） 平成26年６月　当社取締役会長（現任） 平成28年４月　ＮＣホールディングス株式会社　取締役会長（現任）	16,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	河野（かわの） 猛（たけし） （昭和35年１月19日生）	昭和59年４月　当社入社 平成18年６月　当社営業部長 平成21年６月　当社取締役、飼料部担当、飼料部長 平成22年６月　当社常務取締役、飼料部管掌 平成23年４月　当社プラント機工部管掌、製粉産業部管掌、営業企画管理室管掌、プラント機工部長 平成23年６月　当社専務取締役 平成23年10月　明治機械（徳州）有限公司　董事 平成24年６月　当社取締役副社長 平成25年２月　当社代表取締役社長（現任） 平成25年４月　当社監査室管掌（現任）、営業部管掌、プラント部管掌（現任）、品質保証部管掌	16,500株
3	日根（ひね）年治（としはる） （昭和44年７月24日生）	平成12年２月　当社入社 平成25年４月　当社営業部長、経営企画管理部長 平成25年５月　ラップマスターエスエフティ株式会社　取締役 平成25年６月　当社取締役、営業部担当（現任）、経営企画部担当 〃　明治機械（徳州）有限公司　董事（現任）	3,800株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	榎（えのき）　隆（たかし） （昭和32年４月20日生）	昭和55年４月　高島株式会社入社 平成15年４月　同社九州営業所　太陽光事業マネージャー 平成19年４月　同社名古屋支店　太陽光事業マネージャー 平成22年４月　株式会社オーキュウ入社　環境事業部部長 平成25年２月　株式会社ムトーエンジニアリング入社　太陽光事業担当部長 平成25年６月　同社　取締役 平成26年４月　株式会社明成商会　太陽光営業部長 平成26年５月　当社顧問 平成26年６月　当社取締役（現任）、太陽光発電営業部担当（現任） 平成26年８月　当社太陽光発電事業部担当、太陽光発電事業部長 平成27年６月　ソーラー・エレクトロ・パワー株式会社　取締役（現任）	300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※5	中尾（なかお）　俊哉（としや） （昭和33年２月２日生）	昭和53年４月　武藤税理士事務所入所 昭和60年４月　株式会社ソーテック入社　経理部長 平成10年６月　同社専務取締役 平成14年１月　株式会社ソーテック・イー・サービス　代表取締役社長 平成17年９月　中央青山ｐｗｃコンサルティング株式会社入社　シニアマネージャー 平成21年12月　東京コンピュータサービス株式会社入社　経理部部長 平成24年６月　アイレックスシステム株式会社　取締役 平成25年４月　ＴＣＳホールディングス株式会社　関連企業管理本部部長 平成25年６月　日本コンベヤ株式会社取締役 平成27年４月　同社　社長室長 〃　キャリアスタッフネットワーク株式会社　代表取締役社長（現任） 平成27年６月　ＴＣＳホールディングス株式会社　取締役（現任） 〃　日本コンベヤ株式会社常務取締役（現任）、東京本部長（現任） 平成28年２月　当社顧問、総務部長（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※6	谷口知久（たにぐちともひさ） （昭和35年２月９日生）	昭和57年４月　三井石油化学工業（現三井化学株式会社）入社 平成15年７月　サイアム・三井ＰＴＡＣｏ．Ｌｔｄ　経理財務部長 平成20年４月　三井化学ファブロ株式会社　経営企画部長 平成22年７月　三井化学株式会社　経理部　業績管理グループリーダー 平成24年11月　株式会社酉島製作所入社 平成25年４月　同社経営企画部長 平成26年４月　同社管理会計部長 平成27年８月　ＴＣＳホールディングス株式会社　関連企業管理本部経営管理部参事（現任） 平成27年９月　当社顧問（現任）	－株
※7	小林秀樹（こばやしひでき） （昭和31年５月３日生）	昭和57年４月　日立造船株式会社入社 平成17年12月　同社建機・パーキングシステム事業本部パーキングシステム設計部工務グループ長 平成18年７月　エヌエイチパーキングシステムズ株式会社入社　管理本部管理部部長代理 平成20年10月　日本コンベヤ株式会社姫路工場　部長代理（出向） 平成22年４月　日本コンベヤ株式会社入社姫路工場長（現任） 平成28年２月　当社顧問（現任）	－株

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
　　２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役高工　弘氏は、辞任により退任いたします。

つきましては、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めに従い、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

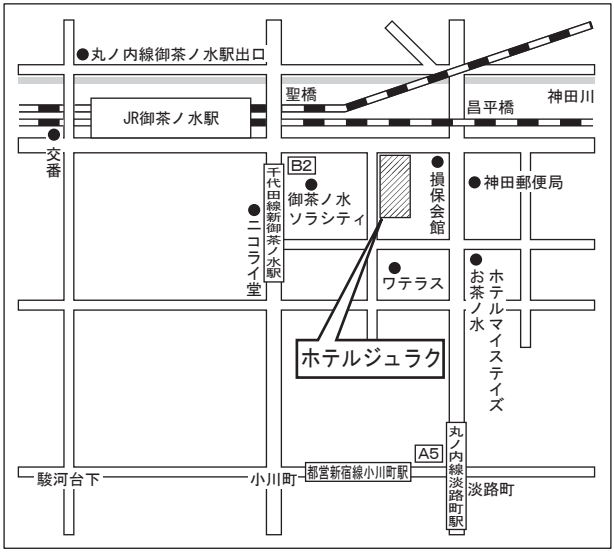
氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
村田秀和（むらたひでかず） (昭和33年８月11日生)	昭和59年４月　三菱重工業株式会社入社 平成元年６月　株式会社日本債券信用銀行（現　株式会社あおぞら銀行）入行 平成21年９月　東京コンピュータサービス株式会社入社 平成21年10月　エヌ・ティ・ティシステム開発株式会社　取締役 平成22年６月　株式会社アイレックス　監査役 〃　ユニシステム株式会社　監査役 平成23年４月　ＴＣＳホールディングス株式会社入社　経営企画部長 平成25年６月　株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズ　監査役（現任） 〃　株式会社テクノ・セブンシステムズ監査役（現任） 平成26年６月　一般社団法人新産業技術開発機構理事（現任） 平成26年７月　武藤工業株式会社入社　技術主幹 平成27年２月　当社顧問（現任） 平成27年６月　武藤工業株式会社　取締役（現任） 〃　当社取締役（現任）	－株

（注）１．村田秀和氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田淡路町二丁目９番地
　　お茶の水　ホテルジュラク　２階　孔雀の間



［交通のご案内］

●ＪＲ 中央・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口【徒歩５分】
●東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B2 出口【徒歩５分】
●東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A5 出口【徒歩５分】
●都営地下鉄新宿線 小川町駅 A5 出口【徒歩５分】